

論文

## 山一林組争議についての一考察

——メディアとオーラルヒストリーからの捉え直し——

森 下 敬 子

〔抄 録〕

長野県諏訪郡平野村岡谷は、製糸業の中心地として発展した。1927（昭和2）年、この地で起きた「山一林組争議」は、戦前の日本における最大の製糸労働者争議であった。本稿はこの「山一林組争議」について、メディア面とオーラルヒストリー面からの捉え直しを試みるものである。

争議は女工達の敗北に終わったとされてきた。しかし、従来の研究では取り上げられなかった『岡谷蚕糸博物館紀要』に掲載されている争議に参加した女工の証言からは、何もわからないまま争議に参加してしまった女工達の姿が浮かびあがる。そもそも戦う気のない女工達にとっては、敗北ではないのである。さらに、争議団側に立ち、正しい報道をしたとされる『信濃毎日新聞』についても、その評価についての捉え直しを試みる。

キーワード：山一林組争議、製糸女工、労働争議、信濃毎日新聞、女工哀史

### はじめに

長野県諏訪郡平野村岡谷で、1927（昭和2）年8月30日から9月17日にかけて、戦前日本の最大の製糸労働者争議「山一林組争議」が起こった。長野県の代表的新聞である『信濃毎日新聞』（以下本文では『信毎』と略記）は、連日争議団支援の報道と社説を展開していった。「山一林組争議」は、単に「山一林組」対「山一林組争議団」の争議ではなく、当時の代表的な団体である「日本労働総同盟」が支援に乗り出す一方で、会社側は諏訪地方の製糸業者の団体である「諏訪製糸研究会」が支援した<sup>(1)</sup>。

「山一林組争議」についての先行研究はそれほど多くない。早い段階では1969（昭和44）年に武田安弘が「製糸労働者の研究 1927年山一林組争議の検討」としてまとめ、山一林組そのものの分析や岡谷を含む諏訪地方の労働組合運動との関わりを明らかにしている<sup>(2)</sup>。それ以

降の研究としては、松本衛士が1991（平成3）年に発表した『製紙労働争議の研究——岡谷・山一林組争議の一考察——』が金字塔となる<sup>(3)</sup>。松本は、武田の研究を踏襲しつつも、長野県全体の民衆運動との関わりや県当局並びに地域の動向等、多方面から争議を分析している。

製糸女工については女性史の分野で「女工哀史」として研究されてきた。「女工哀史」とは、1925（大正14）年に紡績工場の女工を描いた細井和喜蔵の著作の題名である。紡績工場働く女工達の過酷な日常を描いた作品であったが、「女工哀史」という言葉は、その後に戦前日本の繊維工業の女工達の生活史（資本家から搾取された被害者としての生活史）をも示す言葉となった<sup>(4)</sup>。山本茂美が1968（昭和43）年に発表した『あゝ野麦峠 ある製糸女工哀史』は、女工へのインタビューを通じて彼女たちの実像に迫り、ステレオタイプ化された女工像の見直しを図ったものであった<sup>(5)</sup>。しかし、1979（昭和54）年に公開された同名の映画は、女工の悲劇性がより強調され、「女工哀史」的イメージは、より強固なものとして広まった。

サンドラ・シャルは2020（令和2）年に『「女工哀史」を再考する 失われた女性の声を求めて』を発表し、当時の女工達が歌っていた「糸ひき歌」の分析と元女工達の聞き取調査から、従来の「女工哀史」の視点について再考を試みている。

本稿では、争議を『信毎』を中心としたメディア面から再考察するとともに、松本の研究では取り上げられなかった当時の女工達の証言を分析し、「山一林組争議」を捉え直す。

## 第一章 争議勃発までの背景

### 第一節 「山一林組争議」の背景

この節では、当時の製糸業界の状況について分析する。日清戦争後、日本の資本主義は機械制大工業の時代に突入し、製糸業者は生産性の向上とともに、さらなる利益を追い求めるようになった。この利益追求の結果として、貧しい農村家庭の若い子女達が雇用されるようになる。諏訪地方では、1897（明治30）年頃から遠隔地における募集が盛んになっていった。製糸業は、1916（大正5）年頃からのアメリカの好景気と絹織物業における生糸需要の増大により、1919（大正8）年には空前の繁栄期を迎えた。しかし第一次世界大戦後の反動恐慌により、1920（大正9）年の1月に糸価格最高高値4360円をつけた以降、株価の暴落が起こり糸価も下落する<sup>(6)</sup>。

関東大震災が1923（大正12）年に起こり、横浜倉庫の生糸が大量喪失したが、震災による為替相場下落と米国経済の回復は、生糸輸出に好影響を与え1924～25（大正13年～14年）にかけては、量的にも拡大に向かう。しかし、1926（大正15）年に金解禁を見越して為替相場は反騰する一方糸価格は下落し、これ以降製糸業は慢性的不況のもとで衰退していった。さらには、1927（昭和2）年3月の金融恐慌、5月の霜害による養蚕桑園の大被害が追い打ちをかけた。

製糸女工達の労働時間は、工場法が1916（大正5）年に施行された以後も、15時間、16時間が後を絶たなかった。長野県警察部工場課が1925（大正14）年8月に行った製糸工場の県下一斉取り締まりでは、工場法摘要工場708工場のうち60工場が訴追、勧告処分を受けている<sup>(7)</sup>。

岡谷では1927（昭和2）年3月、日本労働総同盟全日本製糸労働組合が組織された。「山一林組争議」において争議団のリーダー格であった佐倉啄二は同志の戸沢正一と共に、街角にビラを貼り、工場の門衛には毎日のようにビラを配った<sup>(8)</sup>。その結果、同年8月には合計20支部が設立され、約3000人が組合に加入するという結果となった。山一林組には第15支部が結成され、特に多くの組合員加入があった。佐倉はこの点について、

岡谷六大製糸の一つ山一林組からは九百八十余人という大量の加入があった。とくに同工場は劣悪な条件だったからだ<sup>(9)</sup>

と述べている。

松本の研究によると、「岡谷の労働組織は当初男工によってすすめられた<sup>(10)</sup>」とある。山一林組の従業員数は、本部、第二工場、第三工場を合わせて1162人、そのうち男工は168人であったが、会社側の交渉員は26名中17名が男工であった<sup>(11)</sup>。山一林組の男工の賃金は1級から4級まで分けられ、最低は30銭、1級の者で1円50銭以上であった<sup>(12)</sup>。『平野村誌』によると大正15年の男工（現業員）の大工場（500釜以上、山一林組は914釜）の平均賃金は、「最低1円20銭、普通1円50銭、最高2円50銭<sup>(13)</sup>」であり、賃金面から山一林組の待遇が悪かった事が窺える。

この節では、当時の製糸業界が衰退途上にあり、従業員が苛酷な労働条件におかれ、中でも山一林組の賃金が安かったことを明らかにした。男工の賃金面の不満が、組合への大量加入、争議に繋がった一因であると考えられる。第三章で述べる浅見崑美子の自伝や諏佐キクの証言にも、組合加入を男工が勧め男工は争議に熱心であったとある。

## 第二節 『信毎』の報道姿勢

この節では、『信毎』の報道姿勢について分析する。「新聞雑誌通信社調 長野縣」によると1927（昭和2）年当時、長野県には190余の新聞が存在し、日刊紙だけでも30種類を数えた。その中で『信毎』の部数は85,414部、2位の『長野新聞』が27,760部とあり、圧倒的な強さを誇っていた<sup>(14)</sup>。経営は創業者一族の小坂家が代々引き継ぎ、「社長といえども編集に口出しをせず」という編集の独立性を重んじてきた。争議発生当時は、後に近衛内閣で書記官長、司法大臣として活躍する風見章<sup>(15)</sup>が、1923（大正12）年1月から主筆を務め、報道内容について大きな権限を持っていた<sup>(16)</sup>。

『信毎』では風見入社以前から、女工の労働問題について取り組んでいた。1920（大正9）年1月から15回にわたって、「製糸労働問題」が連載され、岡谷の製糸女工の待遇の悪さが、彼女達の健康をそこねていることを問題としている。しかし、労働条件が悪くても、女工自身が組合を作ろうなどとは考えていないとし、それ故に「不健全なる革命的思潮の扇動に溺れしむることのないやうにする<sup>(17)</sup>」とある。すなわち、女工自身には労働組合を作ろうなどという気はないが、活動家による扇動を警戒すべきとしているのである。

「製糸女工の登記制度」と題した評論が、1925（大正14）年12月1日に掲げられた。これは、『信毎』の林廣吉記者の筆による。登記制度とは、雇用期間終了後も一年間は権利職工として登録され、他の工場に就職する事の出来ない制度であった。林記者は、この制度を「奴隷制度」と批判し廃止を訴えた。さらに、12月23日からは「女工の登録と奴隷制度」を連載し、製糸会社の集まりである製糸同盟を「怪物製糸同盟がその勢力を張るところ、而して可憐な女工が奴隷的悲境になくところ<sup>(18)</sup>」とした。製糸同盟が、女工達の人権を無視し、奴隷の様に扱っていると報道したのである。登記制度については、林記者の論説以前から廃止が議論されており、1926（大正15）年2月に廃止された。

しかし、登記制度が廃止されても女工の待遇自体は改善されなかった。製糸工場で働いていた林功郎が、1926（大正15）年8月から12月にかけて、二木いさをのペンネームで、製糸工場の実体を描いた小説『地平線以下』を連載した。『地平線以下』は小説の形であるが、女工達の実態が描かれたものである。会社が県の監督官の訪問の際に年少の女工達を隠したエピソードや、望まない妊娠で自殺した女工のエピソード等、林功郎の実体験をもとに書かれた。

『信毎』には、実際に製糸工場で働く読者からの投稿が掲載された。以下は、製糸女工からの投稿である。

私達は、あゝした、しひたげられた、工場生活を幾年か、深く味はつて参りました。あの小説を読んで居る時は、自分の過ぎ去った後を繰越して見て居るやうな気がいたします<sup>(19)</sup>

製糸工場で働く女工達が、工場には内緒で隠れて読みながら、小説の内容に共感し、自分たちの境遇について考えるようになったのである。さらに、男工からも会社側に反抗する主人公について、「俺も君と同じ意思だぜ<sup>(20)</sup>」と共感の投稿が掲載されている。作者、林功郎は「信濃毎日新聞が労働問題には、非常に強く正しい見解を持って<sup>(21)</sup>」としている。

この節では、『信毎』の製糸女工に対する報道姿勢を明らかにした。製糸問題については、林廣吉記者が筆をふるい、その論考は鋭い言葉で現状を批判したものであった。小説『地平線以下』は、世間に製糸工場の実態を明らかにしようとし、製糸工場で働く一部の女工や男工の共感を生んだ。

## 第二章 「山一林組争議」の展開とメディアの取り組み

### 第一節 争議の展開

この節では、争議の展開について分析する。争議の発端は、1927(昭和2)年8月27日に、再繰部主任山岡益美(男工)が呼び出され、組合脱退を迫られたことにある。山岡が組合に相談し、組合側は会社側に嘆願書を提出した<sup>(22)</sup>。

嘆願書の内容は、組合加入の自由と組合員に対する差別の撤廃、団体交渉権、最低賃金、食事などの待遇改善の要求であった。女工達の賃金の要求は、春挽60銭、夏挽65銭以上であった。当時の繰絲工(女工)の平均賃金は、「大工場105銭、中工場102銭、小工場95銭<sup>(23)</sup>」であったことから、これは無理な要求ではなかった。前章で述べた男工の賃金と合わせて考えても、山一林組の賃金は大工場であるにも関わらず、他と較べて安かったのである。食事にしても、次章に登場する諏佐キクが「肉なんか1回も食べたことない<sup>(24)</sup>」と語り、他の工場に移ったら食事が良くて驚いたとある。

「願ヒマス」と控えめに書かれた嘆願書であったが、会社側は第一項(組合加入の自由)を各自の自由とし、第二から第四項(組合員なるが故の解雇等)については、会社側の自主権を侵害するものとして断固拒否とし、第五項以下(食料や賃金の待遇改善等)は漸次改善と回答した。争議団側はこれを不服とし、8月30日午前10時から罷業が発生した。この事件は、山一林組とその従業員の対立に留まらず、製糸資本の団体である諏訪製糸研究会と、日本労働総同盟、全日本製糸労働組合第15支部(山一労組)の激しい対立の形態をとり、28もの団体が関連した<sup>(25)</sup>。

以下、争議の展開を表にして示す。

月	日	争議の流れ
8	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前10時、罷業開始。</li> <li>・諏訪製糸研究会は会合を開き、会社側支援について協議。</li> <li>・会社側は、秋繭の買い止めを決定する。</li> <li>・会社側は『就業希望者申出』の紙を貼り出す。</li> <li>・争議団、罷業に理解を求める手紙を女工達の父母へ送付する。</li> <li>・争議団、会社側批難のビラを撒く。</li> </ul>
	31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東同盟会執行委員、池善二、白神新、松岡真太郎等来岡する。 (以後連日、各団体から幹部が来岡し、争議を激励する)</li> <li>・争議団代表、戸沢正一、赤羽平、県の内務部長に実情を報告する。</li> <li>・争議団、会社の不正糸量器の告発書を岡谷署へ提出する。</li> <li>・午後3時 会社側、就業意思のない者の退職を勧告した。この時点で、罷業参加者1193名(内男工は167名)中、就業を希望した者は16名であった。</li> <li>・会社側、父兄へ手紙を送付する。</li> </ul>

山一林組争議についての一考察（森下敬子）

9	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・争議団、陣容を整え持久戦で臨む方針とする。</li> <li>・争議団、罷業女工演芸会を開催した。</li> <li>・会社側は、賃金の清算を急ぐ。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社側、罷業従業員に絶縁を言い渡す。</li> <li>・争議団、会社側の絶縁言い渡しに対し拒否を通告する。</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社側、再び父兄へ手紙を送付し、女工達を迎えに来るように促す。</li> <li>・争議の慰問に訪れた信州交通労働組合が、警官と小競り合いを起こし、関東同盟の白神新が検束される。</li> <li>・争議団、「女工さんへ 安心して戦へ」という謄写版刷ビラを配布する。</li> <li>・町村長会、県知事に調停依頼を決議する。</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午後2時 第1工場女工500余名、喪服姿<sup>(26)</sup>で最初の街頭示威行動を起こす。</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午後1時 第2・第3工場女工等による示威行動が行われる。</li> <li>・会社側の父母宛手紙について争議団が会社、岡谷署に抗議する。</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・争議団、町民向けの事情説明、「親愛なる町民各位へ」のビラを配布する。</li> <li>・午後7時 労働歌練習をめぐり争議団と警官衝突、松岡ら4名検束される。</li> <li>・岡谷の町は、半鐘が鳴り響き、消防団が総出動。流言飛語が乱れ飛ぶ。</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社側、工場閉鎖の声明を発表し、女工達に解雇通知と清算賃金の受取、退場を迫る。</li> <li>・会社側、ビラ「大岡谷の皆さまへ」を配り、町民の支持を訴える。</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本労働総同盟主事の松岡駒吉、自由法曹団の馬越旺輔弁護士、来岡する。</li> <li>・県会議員、村長、消防団組頭等、県に争議調停を懇請する。</li> <li>・会社側の「工場閉鎖」の声明について、争議団代表が会社側に抗議するも、抗議中に浅沼栄一警察署長が「面会強要」であるとして、争議団代表らを追い返す（干渉事件）。</li> <li>・日本労働総同盟松岡主事、上記の件で浅沼署長・新見俊介特高課長と会見する。</li> <li>・同日1時までには、賃金を受け取ったものは23名であった。</li> </ul>
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一心会の調停不発に終わる。</li> <li>・会社側、最後通告「罷業職工放逐」を発表する。</li> <li>・会社の退場通告に動揺しないよう争議団は女工向けに印刷物を配布する。</li> <li>・馬越弁護士、「有効な雇用契約の解除になっていない」と会社側に抗議する。</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皇室慶事のため休戦となる。</li> <li>・法学博士福田徳三、桂皋協定会参事、諏訪製糸研究会の古村敏章と会談するが、もの別れに終わる。</li> <li>・平野村消防団が出動し、警戒に当たる。</li> </ul>
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社側、午前8時までに寄宿舍退去命令を出す。従う労働者は無かった。</li> <li>・午後7時 岡谷座で争議団主催の「争議批判演説会」が開催される。</li> <li>・平野軍人会、青年会有志による争議団批判のビラが多数配布される。</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社側、食堂閉鎖を発表する。</li> <li>・午後1時 岡谷キネマに活動写真見物のため女工等が、工場外へ出る。入場を断られ雨中を工場へ戻るが、会社側は門を閉鎖し女工達を閉め出す。 (第1工場閉鎖、第2工場の者は帰郷を条件に入場、第3工場は開放)</li> <li>・争議団の池善二らが、岡谷署に工場閉鎖中止を会社に要請するよう申し入れ、浅沼署長が会社側と交渉するが、会社側は拒否する。</li> <li>・第1工場罷業員、争議団本部に150名、「母の家<sup>(27)</sup>」へ150名分宿した。</li> </ul>
	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2工場、労組幹部の寝返りにより、200余名の女工脱落、帰郷する。</li> <li>・会社側、第3工場の食堂閉鎖を発表する。</li> <li>・争議団、母の家の裏にバラックを建てようとして失敗に終わる。</li> </ul>

14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3工場罷業団200数十名、食堂閉鎖のため下諏訪花岡軍次氏方(母の家『分家』として借受)に移動するも、地元住民の強い反発を受ける。12日に女工達を引き取った「母の家」も、周囲による圧迫を受ける。</li> <li>・会社側「汝欺瞞組合よ」としたビラを岡谷地方一帯へ配布する。</li> <li>・争議団、会社側を遺棄罪で告発する。</li> <li>・争議団代表として、赤羽平、石丸ふじ江(女工)、秋山たつじ(女工)が夜行で内務省社会局へ陳情に向かう。</li> </ul>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・争議の指導者、戸沢正一行方をくらます。</li> <li>・「母の家」、女工引き渡しの紙を張り出す。</li> <li>・この日までの賃金受取者720名、争議団『落城の日』となる。</li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・争議団責任者、佐倉啄二、池善二他幹部が検束される。</li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「母の家」に残った最後の女工、47名帰郷する。</li> <li>・争議団最後の声明「一時休戦の己むなき」を発表する。</li> </ul>

(堀江三五郎『岡谷製絲労働争議の真相<sup>(28)</sup>』を元に作成)

この年表によりながら、争議の過程を考察する。以下の点が重要となる。

争議団員の労働歌高唱を会社側が警官に制止させ、争議団員4名が検束されるという事件が、9月6日に起こった。検束の際の騒ぎは、岡谷の町民に不安を与え、消防団が半鐘を鳴らすという騒ぎになり、争議団が爆弾を投げるのではという噂まで流れた<sup>(29)</sup>。この騒ぎをきっかけに、平野村の有力者、消防団、在郷軍人会の争議団弾圧への動きが強くなり、岡谷の町は争議団の敵となってしまった。町村会は、千葉県知事による調停を望んだが、千葉知事が調停する事はなかった。

さらに8日には、会社を訪れた争議団幹部を警官が「面会強要」という理由で追い返す、という警察による「干渉事件」が起こった。続く10日には、東京高商教授の福田徳三法学博士と桂皋協調会参事が調停に乗り込み、製糸研究会の古村敏章と会談するが、岡谷選出の代議士である小川平吉鉄道大臣の介入により、失敗に終わった<sup>(30)</sup>。

事態は12日に終息に向かった。この日、女工達が映画館に出かけた際に、会社側が寄宿舎を締め出したのである。佐倉は以下の様に述べている。

スト十四日目に、慰安の目的で、一部の女工を外部へ連れ出したことだ。これは敵に城を明け渡したことで、あくまで工場内で死守すべきであった<sup>(31)</sup>

会社側は、既に11日には寄宿舎退去命令を出している。このような退去命令が出ている中で慰安の目的で、工場を離れたのである。これが争議に大きな影響を与えることになる。

この節では、争議の展開を分析した。争議は、県知事らの仲介もなく、警察や村の人々は会社側に味方した。12日に会社側が寄宿舎を閉め出したことが大きな転換点となり、寄宿舎を締め出された女工達には、行くところも食べるところもなく、脱落者が相次ぎ、争議指導者は

姿をくらました。「山一林組争議」は、争議団側の要求は何一つ実現せずに終結したのであった。

## 第二節 争議についての『信毎』の報道

この節では、争議についての『信毎』の報道内容について分析する。『信毎』の争議の報道は連日に及び、その紙面で、女工達を「女工軍堂々一糸亂れず愈よ持久戦に入る<sup>(32)</sup>」と勇ましく報道した。寄宿舎を追い出され、争議が終盤に向かっているにも関わらず「塩むすびかぢりつき疲れも見せぬ女工達<sup>(33)</sup>」と報道し、争議が終結した18日の報道でも「私共は絶望せぬ最後の勝利を信ずるが故に（中略）踏止つた女工四十七<sup>(34)</sup>」と、最後まで女工達を鼓舞した。

さらに、争議が発生してから終了後までの19日間のうち、「岡谷の労働争議」「罷業の前途」「山一林組の声明書」「労働争議と警官の態度」「千葉知事の常識論」「岡谷に人道なきか」「偏見を除かれざるべからず」「岡谷の製糸家気質」「労働争議の教訓」と、2日に1回の割合で争議団支援の評論を掲げた。

会社を訪ねた争議団員を警察が介入し追い返した9月8日の「干渉事件」については、10日の評論「労働争議と警官の態度」の中で、警察の態度を「官権行使をほのめかし、争議団を圧迫<sup>(35)</sup>」と、激しく批判している。さらに、争議終結間近の13日の評論「岡谷に人道なきか」では、岡谷の一般の人々に対して、「袖手傍観するは、人道に対する消極的反逆<sup>(36)</sup>」と寄宿舎を閉め出された女工達を助けようとしぬ態度を批判している。

争議終結後の9月18日の評論「労働争議の教訓」では、争議を「生産方法に於ける一手段、即ち生産用具たるの地位から、本然の人間に立ち戻らんとする彼等の努力の表現<sup>(37)</sup>」としている。「生産方法」とは資本主義への批判とも捉えることができ、女工の待遇の悪さを、資本家の個々の経営努力ではなく、資本主義の枠組みの中にある生産方法に求めたのである。

『信毎』の報道内容を分析すると、終始争議団側に立った報道であった。また、女工達を「戦う女工達」とし争議の主役として報道した。

## 第三節 他社の報道

この節では、地元岡谷に近い新聞社の報道と、隣県である山梨県の新聞社、全国紙の報道について分析する。

### (1) 地元新聞の報道

地元のメディアは会社側を支持した。『信陽新聞』は『信毎』の10分の1以下の部数ではあったが、諏訪郡に本社を置き、地元では広く読まれていた<sup>(38)</sup>。『信陽新聞』は、争議の始まりを「争議団寄宿舎占領計画 これからが彌々本幕と猛者連の豪語（中略）吾等は或は今回も争議ブローカーの仕業ならずやと危まる也<sup>(39)</sup>」と報道し、争議ブローカーによる争議としている。『信毎』で「労働歌を高唱しつゝ、堤の高台で解散<sup>(40)</sup>」と報道された示威行動についても、「いか



がはしくも恐ろしき歌を唄ひ示威行動をなす<sup>(41)</sup>」と批判し、さらにその行動の際、熱心な女工達は1割ほどだったとしている<sup>(42)</sup>。『信毎』では称賛された示威行動を批判し、大半の女工達は熱心ではなかったと報じたのである。

製糸家の共同出資による機関紙である『南信日日新聞』も、労働歌を「皮肉な歌で工場のコキ下し<sup>(43)</sup>」と批判している。さらに、罷業に参加しなかった女工の証言として、以下の文を載せている。

お盆に行つて歸つて来たら組合へいれられてあつたとか或は何だか知らぬが入れと云はれたで入つた<sup>(44)</sup>

女工達は訳もわからず、組合に入ったとある。この内容は、次章で述べる浅見崑見子の自伝にもみられるものである。

『南信日日新聞』も、争議を争議ブローカーによるものとしている。

工場主側に於ける平素之に對する用意を缺き且理解の足らざる點もあつたので所謂労働ブローカーと稱する職業的労働運動扇動者輩に乗せられたのだ<sup>(45)</sup>

会社側が、労働運動に対する対策を怠り、争議ブローカーに乗せられたのだとある。『信毎』で非人道的行為とされた寄宿舎締め出しについても、『南信日日新聞』は、「當然のことで一點もひなんすべき理由はない<sup>(46)</sup>」とし、会社側の行為を正当としている。

『信陽新聞』『南信日日新聞』の二紙に共通しているのは、『信毎』と対照的に会社側の動向をより宣伝し、争議団には辛辣な表現が見られることである。さらに、争議の主役が「争議ブローカー」で「戦う女工達」ではない点である。『信毎』の社史は「(会社側が)記者たちにはカネを包み(中略)信毎の特派員堀江三五郎は包みカネを蹴った<sup>(47)</sup>」と、地元新聞を批判しているが、争議の結果や後に紹介する浅見崑美子の記述を考えると、地元新聞の方が真実を伝えている、と考えられる。

## (2) 『山梨日日新聞』と全国紙の報道

争議に参加した女工達の多くは出稼ぎ女工であった。中でも、山梨県出身の女工達は争議の中心となっていた。『山梨日日新聞』は「女工の七割は山梨縣人<sup>(48)</sup>」、女子部部长や班長、交渉委員等、「本縣出身の工男工女は殆ど争議團の中心勢力<sup>(49)</sup>」と、山梨県出身者の活躍を報道している。『信毎』のように大きな扱いではないが、「娘子軍の示威行動 間下堤に集つた四百五十餘名の山梨縣人<sup>(50)</sup>」、「やつと食にありついた山梨争議團<sup>(51)</sup>」と勇ましく女工達を報道した。特に、争議団を代表して内務省に陳情に行った山梨県出身の秋山たつじについては、写真を載せ、

小學時代から非常に理智が強く母が数年前に死亡したときの如きは頭髪を五分刈りとして男装し一家のために働いた<sup>(52)</sup>

と、その生い立ちまで報道している。

彼女は、その後継母との折り合いが悪く、女工となったとある。男装の話などで、より戦う女工の印象を与える記事となっている。

一方、全国紙での扱いは断片的なものであった<sup>(53)</sup>。9月10日に争議を仲介しようとして失敗した福田徳三は、「輿論は甚だ冷淡無頓着<sup>(54)</sup>」とし、大手新聞の動きを批判している。福田によると争議は『東京朝日新聞』『東京日日新聞』の二紙では報道されたが、『報知新聞』『國民新聞』には殆ど何も報道されなかったとある<sup>(55)</sup>。

その中で、『東京朝日新聞』の社説「争議と選挙」は、現内閣（政友会）が労働争議を犯罪視し事業主を保護しているとし、小川鉄道大臣が警察の取締りに影響を与えた、と批判している<sup>(56)</sup>。

この節では、地元新聞と隣県の『山梨日日新聞』ならびに全国紙の『東京朝日新聞』について分析した。争議の主役は、地元新聞では「争議ブローカー」であり、『山梨日日新聞』では「戦う山梨県女工」であった。『東京朝日新聞』は、争議を現内閣の批判に繋げて報じた。

### 第三章 女工達の証言と県民の反応

#### 第一節 女工達の証言

この節では、女工達の実態を自伝と証言から分析する。

##### (1) 浅見崑見子の自伝

争議に参加した女工の一人、浅見崑美子は1987（昭和62）年に自身の半生を書いた『たそがれの馬子唄』を自費出版している。浅見は、組合加入時の事を以下の様に記している。

或る日男工の一人が『組合に入って呉れ皆んな入ったで』と、それちゃと組合員となりはんこを押した<sup>(57)</sup>

このように彼女は、男工に誘われて、組合に入ったのである。これは、既述の『南信日日新聞』の記事の裏付けになる。浅見の記述をまとめると、以下の点が考察できる。

浅見は糸引きの仕事は嫌いであったとしているが、特に会社への不満は述べていない。ただ言われるままに労働組合に加入した。公園や広場を歩かされる示威行動は「とても苦痛な事であった<sup>(58)</sup>」とし、「団結の言葉にがんじがらめ（中略）勝手な行動をすると資本家の犬だと言はれ<sup>(59)</sup>」と、自由行動が許されなかった事を記している。9月12日に、映画館に行ったさい

は、「組合の親方達が映画をみせて呉れると言ふ事で皆よろこんで<sup>(60)</sup>」とあり、女工達が外に出たがっていたことがわかる。その後彼女は、寄宿舍を閉め出され、食べる物もなく、周りの女工達も郷里へ帰ったため、自身もわずかな給料を貰い帰郷した。争議終結後、工場から連絡をもらい再び山一林組で働いた。会社側は罷業従業員全員に解雇を言い渡していた。実際、男工は全員解雇させられたが、女工の解雇は一部のみだった。争議後の食事は少し改善されたところがある。

## (2) 諏佐キクの証言

岡谷蚕糸博物館は、1996(平成8)年から「聞き取り調査の記録 岡谷の製糸業<sup>(61)</sup>」として、主に戦前の女工達について聞き取り調査を行い紀要に連載している。「聞き取り調査の記録 岡谷の製糸業(5)」(『岡谷蚕糸博物館紀要 第5号』)に、争議に参加した諏佐キクの証言が載っている。新潟県から出稼ぎに来ていた諏佐キクは当時19歳であった。争議が始まった日の事について「何が何だか訳分からない、回転を止めてみんなが部屋へ帰れて言われて<sup>(62)</sup>」と証言しており、争議が突然のものだったことが分かる。さらに、彼女は、

(デモ行進は)本店の衆だけじゃあない?第3工場は女の方2,3人行ったか…。

(中略)全然騒ぎには加わらんで、ただ部屋でわあわあ言って<sup>(63)</sup>

とも述べており、示威行動には加わらず、部屋にいたことが確認できる。

次に諏佐キクの証言をまとめると、以下の点が考察できる。

第一に、諏佐キクは争議が始まることを知らなかった。前日に、争議団本部が声明書を発表している事を知らなかったということである。さらに示威行動には加わらず、寄宿舍の部屋で過ごしていた。「私たちは用なしで」との証言もあり、熱心な女工達と一般の女工達との間に温度差が感じられる。あまり仕事をしない男工たちが、争議に一生懸命だったと批判し、労働歌も「あんな歌」と表現し、嫌っていたように受け取れる。諏佐キク自身、1日12時間労働したと語っているが、「あのぐらいが普通」と特別に不満はもらしていない。また、「母の家」にいた時も「ご飯をもらって遊んでいただけ」とある。諏佐キクは「母の家」には「10日くらいいたか<sup>(64)</sup>」とあり、『信毎』で報道された「踏止つた女工四十七<sup>(65)</sup>」の1人であったと考えられる。しかし、報道とはかけ離れた姿が浮かび上がる。『信毎』では「荷物には手も触れず賃金も受取らず<sup>(66)</sup>」と報道されているが、諏佐キクは駅の近くの岡谷倶楽部で賃金を受け取り、帰郷後10日程で、伊那の「天祐社」という製糸工場に働きに出かけている。

女工達が、みな浅見崑美子や諏佐キクのようなわけではない。前章で述べた内務省に陳情に出向いた秋山たつじ、石丸ふじ江は、『山梨日日新聞』や『信毎』で「戦う女工」として実名で報道された<sup>(67)</sup>。すなわち戦った女工達も一部に存在していたのである。しかし、一様に「戦う女工」ではなかった。新聞に報道された女工達は、20歳を過ぎた山梨県出身者であっ

た。争議に参加した女工達の大半の姿は、史料には残されていないのである。

当時、他の会社の工場にいた女工達は、争議のことを殆ど知らなかったという。当時17歳の安江キリは以下の様に述べている。

そういう話は何も聞いとらなんだ。（工場の中で噂にも）ならなんだとみえるねえ。なったら、ちったあ、そういう記憶が、岡谷がどうやったこうやったくらの、（ストライキという言葉すら）知らんこと<sup>(68)</sup>

このように彼女は、「山一林組争議」の事を知らずに過ごしていたのである。当時の女工達は仕事に追われ、村に出ることも少なかったのであろう。当時20歳であった小泉松恵も「新聞など見んから社内のことしかわからない<sup>(69)</sup>」と語っている。

この節では、以下の点が考察できる。浅見崑美子は、第1工場にいて示威行動を強制され、自由行動は許されなかった。諏佐キクは第3工場にいて、自由行動は許されないまでも、部屋で話しながら過ごしていた。争議に参加した女工の平均年齢は17歳であった。当時浅見崑美子は17歳、諏佐キクは19歳であったが、争議に自主的に参加していない。

## 第二節 県民の反応

この節では、県民の反応について分析する。『信毎』では、事件後の9月20日から「読者の見たる岡谷争議」を連載した。「工場側を是とす」の意見には、「國家攪亂が組合の使命か<sup>(70)</sup>」「羽織ゴロを憎む<sup>(71)</sup>」「工場主に謝罪せよ<sup>(72)</sup>」等の見出しが並び、女工達には同情しつつも、争議団には手厳しい意見となっている。「女工側を是とす」の意見では、「團體交渉権は最小限度の當然の求め得べき要求<sup>(73)</sup>」と組合の考え方を理解した意見、「憐れむべき長野縣よ<sup>(74)</sup>」と地元岡谷の人々の対応を非難した意見、最後まで調停を行わなかった千葉知事に対しての批判等の意見が出された。『信毎』の連日の報道により、県民の反響は大きく輿論は無関心では無かったのである。しかし『信毎』の報道では、県民を「女工側を是とす」に一致させることは出来なかったのである。

当時小学生だった小口正太郎は、以下の様に述べている。

工女さんたちは黒の制服（喪服）を着て、本家宅の塀を取り巻いて大合唱を始めるのです。童謡「兎と亀」の節で（中略）違和感を感じ、私は胸がつかえ何か切ない思いをしたです。その後はもう、ぐわーって悪口を並べ立てるわけです<sup>(75)</sup>

この証言からは、子供の目からも違和感のある示威行動の姿が浮かぶ<sup>(76)</sup>。村の人たちには、喪服での示威行動はただ騒ぎを起こしている異様な団体に映ったのである。

当時、岡谷の丸ト製糸所で庶務の仕事をしていた武井利雄（当時22歳）は、「東京から指導者が来たらしいからね。だから、それに踊らされて、従業員がやっちゃった<sup>(77)</sup>」と語り、ここでも地元新聞の報道と一致した見解を述べている。

この節では、争議について一般の人々の反応を明らかにした。岡谷の人々にとっては、争議ブローカーの騒ぎであり、示威行動も反感を買っただけであった。さらに、『信毎』の読者の中にもそのように考えた一定数以上の人々がいたのである。

## おわりに

本稿の目的は、「山一林組争議」について、メディア面とオーラルヒストリー面から捉え直し、争議について、従来の研究とは別の視点から考察することであった。松本は、『製糸労働争議の研究——岡谷・山一林組争議の一考察——』のあとがきの中で、「関係者（あるいは遺族）の証言が得られなかった<sup>(78)</sup>」としている。本稿は、浅見崑見子、諏佐キクという争議に参加した一般の女工の証言を得ることで、松本の研究とは別の視点から「山一林組争議」を捉えることができたと考える。

当時の女工達や関係者の証言からは、「山一林組争議」は争議ブローカーによる争議であり、何もわからず争議に参加した女工達が大半であった。そもそも戦う気のない女工達にとっては、敗北ではないのである。

メディア面については、松本の研究の中では重要視されていない『山梨日日新聞』の記事内容についても分析を試みた<sup>(79)</sup>。『山梨日日新聞』の記事は、女工達を「戦う山梨県女工」と勇ましく報道し、女工個人の経歴なども紹介し、「山一林組争議」を山梨県人の争議と捉えた内容であった。この時の山梨県民の反応については、今後の課題としたいが、地域の新聞の特色を考える上でも重要な事例といえよう。

さらに、終始争議団側を支援し、会社側の賄賂を断り正しい報道をしたとされる『信毎』についても、捉え直しを試みた。『信毎』の報道は、正しい報道というよりも、「戦う女工達」を前面に押し出した報道であった。また『信毎』の社史で会社側から賄賂をもらっていたとされる『南信日日新聞』や『信陽新聞』も、女工の証言から裏付けられる報道を行っていた。

『信毎』の連日の報道にも関わらず、県民も争議団を支持しなかった。県民は、女工達の活動を争議とは捉えず、異様な示威行動とみなしていたのである。県民の眼からは山梨からの出稼ぎ女工と争議ブローカーが起こした騒ぎと映り、新聞で活動を煽るだけでは、支持は得られなかったのである。ここにメディアの限界があったといえる<sup>(80)</sup>。

本稿により、新たな「山一林組争議」の側面が明らかになった。「山一林組争議」は、戦前日本における最大の製糸労働者争議であり、「民衆史」「女性史」を考える上で、重要な地位をしめる出来事である。今後の課題は、「山一林組争議」を会社側の内部史料や、当時の経済状

況等多方面から分析し、争議の全容を明らかにしていくことである。

〔注〕

- (1) 当時の労働運動は、現実主義の日本労働総同盟と、戦闘的理論派の日本労働組合評議会とに分裂していた（「長野県社会運動秘録No.19」『月刊しなの』10月号、1970年、59頁）。
- (2) 武田安弘「製糸労働者の研究 1927年山一林組争議の検討」（一）～（四）（『信濃』第21巻9号、11号、12号、第22巻第2号、信濃史学会、1969年～1970年）。
- (3) 松本衛士『製紙労働争議の研究——岡谷・山一林組争議の一考察——』柏書房、1991年。
- (4) サンドラ・シャル『「女工哀史」を再考する 失われた女性の声を求めて』京都大学学術出版会、2020年、5頁。
- (5) 山本茂美『あゝ野麦峠 ある製糸女工哀史』朝日新聞社、1968年。他に、「女工哀史」の著作として、もろさわようこ『信濃のおんな 下』未来社、1969年もあげられる。
- (6) 『長野県政史 第二巻』長野県、1972年、103頁。
- (7) 同上203頁。
- (8) 佐倉啄二『復刻 製糸女工虐待史』信濃毎日新聞社、1981年、260頁。
- (9) 同上261頁。
- (10) 前掲松本衛士『製紙労働争議の研究——岡谷・山一林組争議の一考察——』83～84頁。
- (11) 同上149～150頁。
- (12) 堀江三五郎『岡谷製糸労働争議の真相』信濃毎日新聞社、1927年、202頁。
- (13) 大正15年の男工（現業員）の平均日給は以下である  
現業員 大工場（500釜以上） 普通150銭、最高250銭、最低120銭  
中工場（499釜～100釜） 普通130銭、最高210銭、最低100銭  
小工場（99釜以下） 普通120銭、最高170銭、最低100銭（『平野村誌 下巻』長野県諏訪郡平野村役場、1932年、419頁）。
- (14) 「新聞雑誌通信社調」『新聞雑誌社特秘調査』、内務省警保局（大正出版）、1979年、256頁～257頁。
- (15) 風見章（1886～1961）の略歴を以下に記す。  
1886（明治19）年2月茨城県水海道市に生まれる。1909（明治42）年、早稲田大学政治経済科卒業、大阪朝日新聞社、国際通信社を経て、1923（大正12）年から、信濃毎日新聞主筆となり、1926（大正15）年に同社取締役役に就任、1928（昭和3）年1月に退社。1930（昭和5）年第17回総選挙で衆議院議員に当選、以後18、19、20回と連続当選。1937（昭和12）年、第一次近衛内閣書記官長、1940（昭和15）年の第二次近衛内閣で司法大臣を務める。戦後、公職追放、追放解除を経て、1952（昭和27）年の第25回衆議院選挙に当選、以後26、27、28、29回と連続当選。日本社会党幹部を務め、ソ連平和友好祭に出席、中共、ベトナム、北朝鮮を視察した。1961（昭和36）年12月死去（『信濃毎日新聞』1961（昭和36）年12月20日朝刊、「風見章の訃報記事」参照）。
- (16) 『百年の歩み 信濃毎日新聞』（信濃毎日新聞「百年の歩み」編集委員会、1973年）、297頁に「風見章によって指導された紙面」とある。
- (17) 「製糸労働問題（十六）」『信濃毎日新聞』1920（大正9）年2月12日朝刊。
- (18) 「女工の登録と奴隷制度（七）」『信濃毎日新聞』1925（大正14）年12月29日朝刊。  
なお、製糸同盟は職工登録制度廃止後に、製糸研究会と名称を変更した（『長野県史 第二巻』長野県1972年、209頁）。
- (19) 「読者より」『信濃毎日新聞』1926（大正15）年9月5日夕刊。
- (20) 「読者より」『信濃毎日新聞』1926（大正15）年9月9日夕刊。
- (21) 林功郎『地平線以下』文芸社、2002年、9頁。『信濃毎日新聞』の見解は正しかったのか、この点

はさらなる論考が必要である。

(22) 嘆願書の内容は以下の様であった。

- 一、労働組合加入ノ自由ヲ認メテ下サイ
- 二、組合員ナルガ故ニ轉勤或ハ職務上ノ地位ヲ低下セザル様願ヒマス
- 三、組合員ナルガ故ヲ以テ絶対解雇セザル様願ヒマス
- 四、組合員ニシテ萬一不都合ノ行爲アル場合ハ組合幹部ニ申告シテ下サル様願ヒマス (組合ハ必ず正道ニ導クベク努力致シマス)
- 五、食料及衛生上ニ對シマシテ改善ヲ願ヒマス
- 六、私共ノ體育及誤 (ママ) 樂修養ノ爲ニ其ノ設備ヲシテ下サル様願ヒマス
- 七、従来ノ賃金ガ一般工場ヨリ非常ニ低廉ナルガ故ニ私共ノ生活ハ實ニ困難デアリマス可憐ナ私共ノ爲ニ左ニ記シマシタ賃金ヲ興ヘテ下サル様願ヒマス

賃金ニ就マシテ

(イ) 繰絲工ニハ

春挽中ハ平均点数ヲ六十銭トシテ下サイ

夏挽中ハ平均点数ヲ六十五銭トシテ下サイ

—中略—

(ニ) 男子ニハ勤続年數及職務別ニヨリ支給シテ下サル様願ヒマス

繭集 ガラ取 六十銭以上ニ願ヒマス (但シ年齢及勤務年數ニ依リ此ノ限りニアラズ)

—以下略— (前掲堀江『岡谷製絲労働爭議の真相』8~11頁)。

嘆願書には、組合参加の自由、待遇改善の他に、男工には勤続年数を考慮してほしいとの要望がみられる。勤続年数の長い男工達に給与に関する不満があったと考えられる。

(23) 当時の女工の平均日給は以下である。

繰絲工 大工場 普通 105 銭、最高 210 銭、最低 70 銭

中工場 普通 102 銭、最高 155 銭、最低 70 銭

小工場 普通 95 銭、最高 150 銭、最低 60 銭 (前掲『平野村誌 下巻』420頁)。

(24) 「聞き取り調査の記録 岡谷の製糸業 (5)」(『岡谷蚕糸博物館紀要 第5号』岡谷市教育委員会、2000年)、22頁。諏佐キクは、爭議後別の会社に勤めたことで、山一林組の待遇が悪かったことに気が付いたのであった。

(25) 関連団体は以下である。

・ 爭議団支援側

日本労働組合評議会南信一般労働組合 (共闘を申し出るも爭議団側が拒否)

労農党諏訪支部、婦人同盟

信州社会科学研究会、黒色青年連盟、関東自由連盟

諏訪印刷工組合同工会、諏訪一般労働組合 労働大勢社同人

長野県水平社、農民自治会県連合事務所、諏訪合同労働組合

各支部連合会、信州交通労働組合、同志会、共済会

・ 会社側、町民代表

帝国在郷軍人会平野村分会、平野村新屋敷区、長野県民有志

各村消防組有志、各軍人会有志、各村青年団有志

各村処女会有志、一般女工父兄、岡谷第三者有志団

平野村有志、岡谷町民有志、諏訪合同研究会

(武田安弘「製糸労働者の研究 (一)」『信濃』第21巻第9号、信濃史学会、1969年、1頁)。

(26) 喪服は、前年の山一林組前社長の葬儀の際に、女工達に配られていた (前掲山本茂実『あゝ野麦峠ある製糸女哀史』263頁)。

(27) 「母の家」は女工達の救済施設として、高濱竹世が市川房枝や協調会の力を借りて、大正15年に開設した。爭議中、工場を閉め出された女工達を多数保護した。爭議終結2か月後に閉鎖された。女

工達をかくまったことで、争議団ともトラブルが発生した（「母の家に貸家札」『信濃毎日新聞』1927（昭和2）年11月8日朝刊）。

- (28) 前掲堀江三五郎『岡谷製絲労働争議の真相』、141～155頁参照。
- (29) 「日夜俄然罷業團警官と衝突し四名檢舉さる」『信濃毎日新聞』1927（昭和2）年9月8日夕刊。
- (30) 桂皋「ある争議の想い出」（『文藝春秋』、1948年9月号）、44頁。  
桂は、地元出身の小川平吉鉄道大臣が、争議団を徹底的に弾圧する方針であったとしている。小川大臣の関与については、古村敏章『生糸ひとすじ』（丸興工業、1985年、475頁）にも小川大臣が会社側に弁護士を差し向けてくれたとの記述がある。
- (31) 前掲佐倉啄二『復刻 製糸女工虐待史』262頁。なお、信濃毎日新聞の社史と須田禎一の著書には、会社側のスパイが女工達を連れ出したとの記述がある（前掲『百年の歩み 信濃毎日新聞』293頁、須田禎一『風見章とその時代』みすず書房、1965年、42頁）。
- (32) 「女工軍堂々一糸亂れず愈よ持久戦に入る」『信濃毎日新聞』1927（昭和2）年9月2日朝刊。他に「女工一千泣いて會社の非に怒る」『信濃毎日新聞』1927（昭和2）年9月3日朝刊、「襟髪つかんで出されるまで動かぬ」『信濃毎日新聞』1927（昭和2）年9月10日朝刊等の勇ましい見出しが連日並ぶ。
- (33) 「本部と母の家に雑魚寝の夢」『信濃毎日新聞』1927（昭和2）年9月14日夕刊。
- (34) 「私共は絶望せぬ」『信濃毎日新聞』1927（昭和2）年9月18日夕刊。
- (35) 「評論 労働争議と警官の態度」『信濃毎日新聞』1927（昭和2）年9月10日朝刊。またこの時、岡谷の警察署長であった浅沼栄一は、翌年山一林組に就職している。「岡谷警察署長浅沼栄一 山一林組争議ニ資本案ノ天狗トナツタ 休職下ル 山一林組に勤ム」（昭和3年5月7日、大原社会問題研究所宛の諏訪合同労働組合報告 法政大学大原社会問題研究所蔵）。
- (36) 「評論 岡谷に人道なきか」『信濃毎日新聞』1927（昭和2）年9月13日朝刊。
- (37) 「評論 労働争議の教訓」『信濃毎日新聞』1927（昭和2）年9月18日朝刊。この評論に署名はないが、須田禎一は風見の執筆であるとしている（前掲須田禎一『風見章とその時代』43頁）。
- (38) 1927（昭和2）年の新聞発行部数は、『信陽新聞』8,050部、『南信日日新聞』15,300部であった（前掲「新聞雑誌通信社調」（『新聞雑誌社特秘調査』256頁、258～259頁））。
- (39) 「争議團寄宿占領」『信陽新聞』1927（昭和2）年9月1日。
- (40) 「罷業團けふ愈よ『示威運動を决行』」『信濃毎日新聞』1927（昭和2）年9月5日朝刊。
- (41) 「新屋敷區惣會 青年團憤起」『信陽新聞』1927（昭和2）年9月7日。記事では、女工達の示威行動が公安を害するとし、新屋敷区の青年団が総会を開いたとある。
- (42) 「労働運動を自覚してぬき出た薄の穂の如く氣勢潑漑たる勇み娘は七八十名即ち總員の一割強といふ所である」（「女群六百示威行動を見る」『信陽新聞』1927（昭和2）年9月6日）。
- (43) 「皮肉な歌で工場のコキ下し」『南信日日新聞』1927（昭和2）年9月3日。
- (44) 「労働組合とは何んなものだか」『南信日日新聞』1927（昭和2）年9月1日。
- (45) 「林組争議を顧みて（一）」『南信日日新聞』1927（昭和2）年9月22日。
- (46) 「林組争議を顧みて（二）」『南信日日新聞』1927（昭和2）年9月23日。
- (47) 前掲『百年の歩み 信濃毎日新聞』73頁。
- (48) 「岡谷の罷業地へ本縣からも係官出張」『山梨日日新聞』1927（昭和2）年9月8日。
- (49) 「岡谷の争議地帯を巡りて」『山梨日日新聞』1927（昭和2）年9月10日。
- (50) 「娘子軍の示威運動」『山梨日日新聞』1927（昭和2）年9月10日。
- (51) 「やつと食にありついた山梨争議團」『山梨日日新聞』1927（昭和2）年9月14日。
- (52) 「内務省に出頭 陳情した二人女工」『山梨日日新聞』1927（昭和2）年9月19日。  
この記事の中で、賃金は45、6銭であったとある。女工の賃金としては小工場の最低賃金にも満たない低さである。
- (53) 『東京朝日新聞』『東京日日新聞』『読売新聞』については、扱いは小さいながらも争議についての報道を断片的に確認できる。例えば「職工一千名つひに引揚ぐ」『東京朝日新聞』1927（昭和2）



年8月31日夕刊、「岡谷の製糸工女けさ總罷業」『東京日日新聞』1927(昭和2年)8月31日夕刊、「村人にまるで顧られぬ爭議團」『読売新聞』1927(昭和2年)9月13日朝刊等をあげることができる。

『東京日日新聞』の「南信版」では、連日中立的立場の報道がされている(例えば、「双方ともに疲労の色」『東京日日新聞 南信版』1927(昭和2年)9月7日の報道等にみられるように、会社側、爭議団側の主張を共に報道し、戦う女工等の表現はみられない)。また、「評論」については掲げられていない。

- (54) 福田徳三「惨敗せる製糸工女爭議」(『厚生経済研究』、刀江書院、1930年)、546頁。
- (55) 「何百のうら若い婦人たちが、雨中路上に放出せられた昭和の大曲事については、數行の紙面を割くことすら敢えてしなかった」同上546頁。
- (56) 「爭議と選挙」『東京朝日新聞』1927(昭和2)年9月16日朝刊。
- (57) 浅見崑美子『たそがれの馬子唄』藤原印刷、1987年、19頁。
- (58) 同上19頁。
- (59) 同上20頁。
- (60) 同上20頁。浅見崑美子も佐倉の記述同様、映画には組合員達が連れ出したとしている。
- (61) 本稿で取り上げた「聞き取り調査の記録 岡谷の製糸業」(『岡谷蚕糸博物館紀要』)の信憑性については、サンドラ・シャル氏が、2004(平成16)年に岡谷蚕糸博物館に向向きエンディングプロセスをチェックし、自身の調査との類似点を確認し、資料として用いる事の妥当性を認めている(前掲サンドラ・シャル『「女工哀史」を再考する 失われた女性の声を求めて』175~176頁)。  
諏佐キク自身も子供を産んで死んだ女工の話もしており、岡谷に有利な証言をしたとは考えにくい。
- (62) 前掲「聞き取り調査の記録 岡谷の製糸業(5)」『岡谷蚕糸博物館紀要 第5号』、20頁。
- (63) 同上20頁。
- (64) 同上21頁。  
第三工場の女工は下諏訪の花岡軍次方に移動したはずだが、諏佐キクは「母の家」に行ったようである。諏佐キクは「母の家」の場所、責任者高濱竹世の特徴をほぼ正確に語っており、「母の家」に比較的長く逗留したと考えられる。
- (65) 前掲「私共は絶望せぬ」『信濃毎日新聞』1927(昭和2)年9月18日夕刊。
- (66) 「荷物には手も触れず」『信濃毎日新聞』1927(昭和2)年9月18日夕刊。
- (67) 「一應の事清は聴いておくがと劔もほろろの挨拶」『信濃毎日新聞』1927(昭和2)年9月16日朝刊。
- (68) 「聞き取り調査の記録 岡谷の製糸業(8)」(『岡谷蚕糸博物館紀要 第8号』岡谷市教育委員会、2003年)、11頁。
- (69) 「聞き取り調査の記録 岡谷の製糸業(7)」(『岡谷蚕糸博物館紀要 第7号』岡谷市教育委員会、2002年)、18頁。
- (70) 「読者の見たる岡谷爭議【1】」『信濃毎日新聞』1927(昭和2)年9月20日夕刊。
- (71) 同上
- (72) 「読者の見たる岡谷爭議【4】」『信濃毎日新聞』1927(昭和2)年9月23日夕刊。
- (73) 「読者の見たる岡谷爭議【2】」『信濃毎日新聞』1927(昭和2)年9月21日夕刊。
- (74) 「読者の見たる岡谷爭議【4】」『信濃毎日新聞』1927(昭和2)年9月23日夕刊。
- (75) 「聞き取り調査の記録 岡谷の製糸業(3)」(『岡谷蚕糸博物館紀要 第3号』岡谷市教育委員会、1998年)、4頁。
- (76) 爭議後に地元の小学6年生を対象に行ったアンケートでも、爭議団を支持したのは、577名中51名に過ぎなかった(『長野県史 近代史料編第八卷(三)』長野県、1984年、328頁)。
- (77) 「聞き取り調査の記録 岡谷の製糸業(13)」(『岡谷蚕糸博物館紀要 第13号』岡谷市教育委員会、2008年)、20頁。

- (78) 前掲松本衛士『製紙労働争議の研究——岡谷・山一林組争議の一考察——』344頁。
- (79) 松本の研究では、『山梨日日新聞』については、連日のように記事が載っているとの記述のみである。（前掲松本衛士『製紙労働争議の研究——岡谷・山一林組争議の一考察——』236頁）。
- (80) 本稿では触れることが出来なかったが、『信毎』の「山一林組争議」の報道については、当時の主筆風見章の思惑が深く関係していると考えている。風見は、既にこの時、翌年の総選挙の出馬を考えていた。風見にとって、「山一林組争議」における争議団への支援報道は、彼の政治的野心の現れの一つであったのではないか。この辺りは、さらなる研究が必要となる。

（もりした けいこ 文学研究科歴史学専攻修士課程修了）

（指導教員：麓 慎一 教授）

2023年9月25日受理